

熊建協発第188号

平成30年1月30日

各支部・部会長 様

一般社団法人 熊本県建設業協会

会 長 橋 口 光 徳

〔公印省略〕

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業の二次募集について（ご周知）

時下、益々ご清栄のことと御慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして熊本県建設産業団体連合会を通して、別添のとおり熊本県土木部長より周知依頼がありました。

つきましては、貴支部・部会所属会員へご周知頂きますよう、よろしくお願い致します。

監第910号
平成30年1月29日

熊本県建設産業団体連合会長 様

熊本県土木部長
(公印省略)

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業の二次募集について（通知）

平素から県土木行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本県では、県内の建設産業の若手技能者の雇用を促進し人材育成を図るため、標記事業を実施します。

本事業は、新たに40歳未満の若年者を雇用して、職業訓練施設で育成する建設業者に対して、賃金の一部を助成するものです。

つきましては、本事業の実施について、貴団体所属の皆様へ御周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事業の要項等については、熊本県ホームページ「監理課」に掲載しています。

問い合わせ先

熊本県土木部監理課

建設業班 赤塚

TEL 096-333-2485

FAX 096-381-5404

申込者二次募集（申込期限：平成30年2月20日）
若手技能者の新規雇用を支援します！

～若年者の人材確保に取り組む建設業者の方々へ～

県内建設産業の将来の担い手である若手技能者の人材確保・育成を図るため、新たに40歳未満の若年者を雇用して、職業訓練施設で育成する建設業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

1 補助対象者

県内に主たる営業所を有する建設業者で、建設業許可を有している中小企業。

2 補助対象となる新規雇用者等

次の要件を全て満たす者。

- ① 国の人材開発支援助成金又はキャリア形成促進助成金、建設労働者確保育成助成金（認定訓練に係るものに限る。）の支給を受けていること。
- ② 普通職業訓練普通課程において8割以上を出席していること。
- ③ 補助対象者と正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結し、平成29年4月1日時点で2年を経過していない者であること。（これ以前に雇用関係がないこと。）
- ④ 前年度に補助金の交付を受けた者でないこと。
- ⑤ 平成29年4月1日時点で満40歳未満であること。
- ⑥ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していること。

※雇用保険適用除外者の場合は、次の要件をすべて満たす者が対象となります。

- ① 専従者として建設業に従事しており、平成29年4月1日時点で2年を経過していない者であること。
- ② 平成29年4月1日時点で満40歳未満であること。
- ③ 普通職業訓練普通課程において8割以上を出席していること。

3 補助対象経費及び補助率（補助金額）

補助対象経費	補助率（補助金額）
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支払った新規雇用者の賃金	定額 ①平成29年3月31日までに訓練実施計画届を提出している場合 【認定訓練時間×800円/人＋認定訓練日数×5,000円/人】以内 ②平成29年4月1日以降に訓練実施計画届を提出している場合又は変更届を提出し、新たに訓練コースを追加する場合（生産性要件を満たさない） 【認定訓練時間×760円/人＋認定訓練日数×4,750円/人】以内

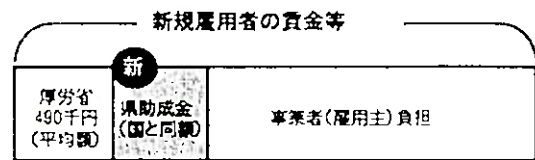
	<p>③平成29年4月1日以降に訓練実施計画届を提出している場合又は変更届を提出し、新たに訓練コースを追加する場合（生産性要件を満たす）</p> <p>【認定訓練時間×960円/人＋ 認定訓練日数×6,000円/人】以内</p>
--	--

※訓練期間が複数年度にわたる場合は、最初の1ヶ年を補助対象とします。

※助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びている場合、「生産性要件を満たす」ものとして助成金が割り増しされます。（詳細は厚生労働省「人材開発支援助成金」を参照）

【助成金額のイメージ】

雇用保険適用事業所の事業主にあつては、国の助成金額と同額を受給することになります。この場合の助成金額のイメージは右図のようになります。



3 申込期限

平成30年2月20日

4 申込方法

「熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付要項」を参照し、申請書等を熊本県土木部監理課建設業班へ1部郵送してください。

※ 要項及び申請書等は県庁ホームページ「監理課」に掲載しています。

5 申込及び問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

TEL096-333-2485 FAX096-381-5404

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金（二次募集）交付要項

（趣 旨）

第1条 知事は、県内建設産業の若手技能者の雇用を促進し人材育成を図るため、新たに若年者を正規雇用し、当該雇用された者（以下「新規雇用者」という。）を職業訓練施設で育成する建設業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 熊本県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を有すること。
- (3) 次のいずれかに該当する中小企業事業主であること。
 - ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社及び個人
 - ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
 - ③ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条第1項第1号に規定する協業組合

（補助対象となる新規雇用者等）

第3条 雇用保険適用事業所における補助金の交付の対象となる新規雇用者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 厚生労働省の人材開発支援助成金又はキャリア形成促進助成金及び建設労働者確保育成助成金の支給を受けていること。
 - ① 人材開発支援助成金又はキャリア形成促進助成金に係る訓練実施計画届が厚生労働省に受理されていること。
 - ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条に基づき知事が認定した同法施行規則（昭和44年政令第24号）第9条に規定する普通職業訓練普通課程（建設工事に関するものに限る。）に出席させ、その定められた訓練時間の8割以上の出席をさせること。
- (2) 補助対象者との間で正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結し、平成29年4月1日時点で2年を経過していない者であること。
- (3) 前年度に補助金の交付を受けた者でないこと。
- (4) 補助対象者との間で、前号で締結した雇用契約以前に雇用関係がないこと。
- (5) 平成29年4月1日現在で満40歳未満の者であること。
- (6) 健康保険（協会けんぽ等）、厚生年金保険、雇用保険に加入すること。ただし、健康保険、厚生年金保険の適用除外である場合を除く。
- (7) 外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。

2 雇用保険適用除外者における補助金の交付の対象となる新規専従者は、次の要件を全て満たすものを補助金の交付の対象とする。

- (1) 専従者として建設業に従事しており、平成29年4月1日時点で2年を経過していない者であること。
- (2) 前年度に補助金の交付を受けた者でないこと。
- (3) 平成29年4月1日現在で満40歳未満の者であること。
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条に基づき知事が認定した同法施行規則（昭和44年政令第24号）第9条に規定する普通職業訓練普通課程（建設工事に関するものに限る。）に出席させ、その定められた訓練時間の8割以上の出席をさせること。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次のとおりとする。
 なお、訓練期間が複数年度にわたる場合は、最初の1か年を補助対象とする。

補助対象経費	補助金額
<p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支払った新規雇用者の賃金（健康保険、厚生年金保険、雇用保険に係る事業主負担分を含む。）</p>	<p>①平成29年3月31日までに訓練実施計画届を提出している場合 【認定訓練時間×800円／人 ＋認定訓練日数×5,000円／人】以内</p> <p>②平成29年4月1日以降に訓練実施計画届を提出している場合又は変更届を提出し、新たに訓練コースを追加する場合（生産性要件を満たさない） 【認定訓練時間×760円／人 ＋認定訓練日数×4,750円／人】以内</p> <p>③平成29年4月1日以降に訓練実施計画届を提出している場合又は変更届を提出し、新たに訓練コースを追加する場合（生産性要件を満たす） 【認定訓練時間×960円／人 ＋認定訓練日数×6,000円／人】以内</p>

（注1）既に訓練を開始している場合であっても、補助対象経費として認められる場合は、申請できるものとする。

（注2）助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びている場合、「生産性要件を満たす」ものとして助成金が割り増しされる。（詳細は厚生労働省「人材開発支援助成金」を参照）

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書 別記第2号様式
 - (2) 収支予算書 別記第3号様式
 - (3) 厚生労働省が受理した人材開発支援助成金又はキャリア形成促進助成金に係る訓練実施届の写し
 - (4) 雇用契約日、契約期間、賃金、勤務時間、休日等が確認できる書類(就業規則、雇用契約書、労働条件通知書等の写し)
 - (5) 社会保険加入が確認できる書類(健康保険、厚生年金保険標準月額決定通知書等の写し)
 - (6) 雇用保険加入が確認できる書類(雇用保険被保険者証等の写し)
 - (7) 新規雇用者が外国人の場合は、在留資格が確認できる書類の写し
- 3 前2項の申請書の提出期限は、平成30年2月20日とし、提出部数は1部とする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助事業に要する経費の配分の20%を超える減とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更決定通知書(別記第6号様式)により、補助金の額に変更が生じないときは変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 実施報告書 別記第9号様式
- (2) 収支精算書 別記第3号様式
- (3) 新規雇用者の賃金支出が確認できる書類(給与支払明細書、賃金台帳等の写し)
- (4) 対象期間中の出勤状況が確認できる書類(出勤簿又はタイムカード等の写し)
- (5) 対象期間中の訓練参加状況が確認できる書類(認定訓練校の出席簿等の写し)
- (6) 厚生労働省の人材開発支援助成金又はキャリア形成促進助成金及び建設労働者確保育成助成金の支給が確認できる書類(助成金の支給決定書等の写し。ただ

し、支給決定を受ける前である場合は、支給申請書の写しを添付し、支給決定書が届き次第その写しを提出すること。）

3 第1項の実績報告書の提出期限は、平成30年3月30日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記10号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第11条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

（証拠書類の保管期間）

第12条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。ただし、知事が別に定める場合を除く。

（雑則）

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年1月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

【熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金】様式一覧

「補助金交付申請書」～「請求書」までの様式が一括のデータとなっております。
補助金の交付が完了するまで、当データを保管していただきますようよろしくお願いいたします。

《様式一覧》

※□：補助対象者→県へ送付

■：県→補助対象者へ送付

- 「交付申請書」(別記第1号様式)
- 「実施計画書」(別記第2号様式)
- 「収支予算書(収支精算書)」(別記第3号様式)

■「交付決定通知書」(別記第4号様式)

- 「変更申請書」(別記第5号様式)
- 「変更交付決定通知書」(別記第6号様式)
- 「変更承認通知書」(別記第7号様式)

} ※補助事業の内容に変更がある
場合に使用する。

- 「実績報告書」(別記第8号様式)
- 「実施報告書」(別記第9号様式)

- 「交付確定通知書」(別記第10号様式)
- 「請求書」(別記第11号様式)

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

	所在地	
申請者	商号又は名称	
	代表者名	実印
	建設業許可番号	

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付申請書
平成29年度において、別紙実施計画書のとおり実施する予定ですので、金
円を交付されるよう、熊本県補助金等交付規則第3条第1項及び熊本県建
設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付要項第5条第1項の規定により関係書類
を添えて申請します。

添付書類

- 1 実施計画書（別記第2号様式）
- 2 収支予算書（別記第3号様式）
- 3 厚生労働省が受理した人材開発支援助成金又はキャリア形成促進助成金に係る
訓練実施計画届の写し
- 4 雇用契約日、契約期間、賃金、勤務時間、休日等が確認できる書類
（就業規則、雇用契約書、労働条件通知書等の写し）
- 5 社会保険加入が確認できる書類
（健康保険、厚生年金保険標準月額決定通知書等の写し）
- 6 雇用保険加入が確認できる書類
（雇用保険被保険者等の写し）
- 7 新規雇用者が外国人の場合は、在留資格が確認できる書類の写し

※ 社会保険の適用が除外される事業所は、その旨の申出書（様式自由）を提出して
ください。

※ 雇用保険適用除外者の場合は3、5～7の提出は不要です。
（4の書類は専従者給与に関する届出書等の写しを提出してください）

実施計画書

（熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業）

1. 新規雇用者

氏名	
生年月日	
年齢	(H29.4.1時点)
入社年月日	
年間賃金見込額	

※ 新規雇用者が2名以上となる場合は、表を追加すること。

2. 実施する認定訓練

別紙「人材開発支援助成金又はキャリア形成促進助成金訓練実施計画届」
のとおり

※ 雇用保険定期適用除外者の場合は、以下を記入すること。

認定訓練校名	
コース名	
訓練の実施期間	初日 年 月 日 ～ 最終日 年 月 日
訓練日数	日間
訓練時間	時間

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額（精算額）	備 考
県補助金		円× 時間 円× 日
国補助金		
自己資金		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

支出科目	予算額（精算額）	内 訳
新規雇用者等の賃金		給与、賞与、残業代、手当、本人負担分の保険料（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）含む
健康保険料 厚生年金保険料 雇用保険料 (事業主負担分)		
合 計		

※授業料は支出に含めない

監第 号
平成 年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

別記第5号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

所在地
申請者 商号又は名称
代表者名 実印

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金変更申請書

平成 年 月 日付け監第 号で交付決定通知のあった熊本県建設業若手技能者雇用促進事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付要項第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（前回までの申請金額 円）
- 2 計画変更の理由

添付書類

- 1 実施計画書（別記第2号様式）
- 2 収支予算書（別記第3号様式）

監第 号
平成 年 月 日

（申請者名）様

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記の条件を付けて熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金円（前回までの交付決定金額金 円）に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

別記第7号様式（第7条関係）

監第 号
平成 年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業計画変更承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第8号様式（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

所在地
補助事業者 商号又は名称
代表者名 実印

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業実績報告書

平成 年 月 日付け監第 号の交付決定通知に基づき、熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付要項第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 実施報告書（別記第9号様式）
- 2 収支精算書（別記第3号様式）
- 3 新規雇用者の賃金支出が確認できる書類
（給与支払明細書、賃金台帳等の写し）
- 4 対象期間中の出勤状況が確認できる書類
（出勤簿又はタイムカード等の写し）
- 5 対象期間中の訓練参加状況が確認できる書類
（認定訓練校の出席簿等の写し）
- 6 厚生労働省の人材開発支援助成金又はキャリア形成促進助成金及び建設労働者確保育成助成金の支給が確認できる書類
（各助成金の支給決定書の写し。ただし、支給決定を受ける前である場合は、支給申請書の写しを添付し、支給決定書が届き次第その写しを提出すること。）

実施報告書

（熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業）

1. 新規雇用者

氏名	
賃金支払額	

2. 実施した認定訓練

認定訓練校名	
コース名	
計画時の訓練時間	時間
訓練参加日数	日間
訓練参加時間	時間
出席率（時間）	

（注） [備考]

- 1 対象者1人につき、1枚作成すること。
- 2 訓練の実施期間が複数年にわたる場合は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの訓練について記入すること。

別記第10号様式（第10条関係）

監第 号
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付決定通知書
平成 年 月 日付け監第 号で交付決定しました熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

別記第11号様式（第11条関係）

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け監第 号で確定の通知があった熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付要項第10条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通	2 当座
	口座番号		
	口座名義		

平成 年 月 日

補助事業者 所在地
商号又は名称
代表者名 実印

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

【記載例】

別記第1号様式（第5条関係）

平成30年1月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

所在地 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
申請者 商号又は名称 熊本建設 株式会社
代表者名 代表取締役 熊本 一郎 実印
建設業許可番号 熊本県知事 第12345号

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付申請書

平成29年度において、別紙実施計画書のとおり実施する予定ですので、金482,800円を交付されるよう、熊本県補助金等交付規則第3条第1項及び熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付要項第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 実施計画書（別記第2号様式）
- 2 収支予算書（別記第3号様式）
- 3 厚生労働省が受理した人材開発支援助成金又はキャリア形成促進助成金に係る訓練実施計画届の写し
- 4 雇用契約日、契約期間、賃金、勤務時間、休日等が確認できる書類（就業規則、雇用契約書、労働条件通知書等の写し）
- 5 社会保険加入が確認できる書類（健康保険、厚生年金保険標準月額決定通知書等の写し）
- 6 雇用保険加入が確認できる書類（雇用保険被保険者等の写し）
- 7 新規雇用者が外国人の場合は、在留資格が確認できる書類の写し

※ 社会保険の適用が除外される事業所は、その旨の申出書（様式自由）を提出してください。

※ 雇用保険適用除外者の場合は3、5～7の提出は不要です。
（4の書類は専従者給与に関する届出書等の写しを提出してください）

【記載例】

別記第2号様式（第5条関係）

実施計画書

（熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業）

1. 新規雇用者

氏名	熊本 太郎
生年月日	平成7年7月7日
年齢	21歳 (H29.4.1時点)
入社年月日	平成28年4月1日
年間賃金見込額	2,040,000円

※ 新規雇用者が2名以上となる場合は、表を造

別記第3号様式(第5条、第9条関係)
収支予算書(収支精算書)
2 支出の部「新規雇用者等の賃金」
の金額と一致させる。

2. 実施する認定訓練

別紙「人材開発支援助成金又はキャリア形成費」
のとおり

※ 雇用保険定期適用除外者の場合は、以下を記入すること。

認定訓練校名	
コース名	
訓練の実施期間	初日 年 月 日 ～ 最終日 年 月 日
訓練日数	日間
訓練時間	時間

【記載例】

別記第3号様式（第5条、第9条関係）

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

(単位：円)

県補助金
+
国補助金
+
自己資金
=合計

区 分	予算額 (精算額)	備 考
県補助金	482,800円	800円×316時間 5,000円×46日 1人
国補助金	482,800円	800円×316時間 5,000円×46日 1人
自己資金	1,333,600円	
合 計	2,299,200円	

原則、労働条件通知書や雇用契約書に記載してある賃金を記載する。
【例】日給6,200円、
月24日勤務の場合

2 支出の部

(単位：円)

収入の部と支出の部の合計金額を一致させる。

支出科目	予算額 (精算額)	内 訳
新規雇用者等の賃金	2,040,000円	・賃金148,800円×12ヶ月=2,040,000円 (賃金内訳6,200円×24日)
健康保険料 厚生年金保険料 雇用保険料 (事業主負担分)	259,200円	・健康保険料 7,600円×12ヶ月 =91,200円 ・厚生年金保険料 13,000円×12ヶ月 =156,000円 ・雇用保険料 1,000円×12ヶ月 =12,000円
合 計	2,299,200円	

※授業料は支出に含めない

【記載例】

別記第4号様式（第6条関係）

監第 号
平成 年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

【記載例】

別記第5号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

所在地
申請者 商号又は名称
代表者名 実印

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金変更申請書

平成 年 月 日付け監第 号で交付決定通知のあった熊本県建設業若手技能者雇用促進事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付要項第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（前回までの申請金額 円）
- 2 計画変更の理由

添付書類

- 1 実施計画書（別記第2号様式）
- 2 収支予算書（別記第3号様式）

【記載例】

別記第6号様式（第7条関係）

監第 号
平成 年 月 日

（申請者名）様

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記の条件を付けて熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金円（前回までの交付決定金額金 円）に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

【記載例】

別記第7号様式（第7条関係）

監第 号
平成 年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業計画変更承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

【記載例】

別記第8号様式（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

所在地
補助事業者 商号又は名称
代表者名 実印

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業実績報告書

平成 年 月 日付け監第 号の交付決定通知に基づき、熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付要項第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 実施報告書（別記第9号様式）
- 2 収支精算書（別記第3号様式）
- 3 新規雇用者の賃金支出が確認できる書類
（給与支払明細書、賃金台帳等の写し）
- 4 対象期間中の出勤状況が確認できる書類
（出勤簿又はタイムカード等の写し）
- 5 対象期間中の訓練参加状況が確認できる書類
（認定訓練校の出席簿等の写し）
- 6 厚生労働省の人材開発支援助成金又はキャリア形成促進助成金及び建設労働者確保育成助成金の支給が確認できる書類
（各助成金の支給決定書の写し。ただし、支給決定を受ける前である場合は、支給申請書の写しを添付し、支給決定書が届き次第その写しを提出すること。）

【記載例】

別記第9号様式（第9条関係）

実施報告書

（熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業）

1. 新規雇用者

氏名	
賃金支払額	

2. 実施した認定訓練

認定訓練校名	
コース名	
計画時の訓練時間	時間
訓練参加日数	日間
訓練参加時間	時間
出席率（時間）	

（注） [備考]

- 1 対象者1人につき、1枚作成すること。
- 2 訓練の実施期間が複数年にわたる場合は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの訓練について記入すること。

【記載例】

別記第10号様式（第10条関係）

監第 号
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付け監第 号で交付決定しました熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

【記載例】

別記第11号様式（第11条関係）

熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け監第 号で確定の通知があった熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付要項第10条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通	2 当座
	口座番号		
	口座名義		

平成 年 月 日

補助事業者

所在地
商号又は名称
代表者名

実印

熊本県知事 蒲島 郁夫 様